

「花雨」(東みよし町) 撮影者: 谷 ひつる

## 主な内容

- ・(一財)徳島県社会保険協会の令和4年度事業計画・収支予算について
- ・事業の開催報告〔令和3年度 第4回社会保険事務担当者研修会〕
- ・「社会保険とくしま」表紙募集について
- ・宿泊施設等の優待(割引)のご案内
- ・令和4年度 第1回社会保険事務担当者研修会のご案内
- ・協会けんぽからのお知らせ「任意継続被保険者制度と傷病手当金制度が改正されました」
- ・日本年金機構からのお知らせ「届出は正しく速やかにお願いします」
- ・健康のススメ「スポーツが持つ力」
- ・保健師だより「健診と特定保健指導はセットで利用」

職場内で回覧しましょう!

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

# 令和4年度 事業計画・収支予算が成立しました

なお、事業計画の内容、収支予算を次のとおりご報告いたします。

## 1 広報活動の推進

- 1 広報誌「社会保険とくしま」を年4回発行し配布します。当協会ホームページにも各号を掲載し、また、日本年金機構県内3年金事務所・全国健康保険協会徳島支部の各受付コーナーにも設置して、社会保険制度の周知を図ります。
- 2 広報用図書「社会保険の事務手続」を会員事業所へ配布します。
- 3 各種事業の広報活動を積極的に推進します。

## 2 研修会・セミナーの開催

社会保険制度等に関する社会保険事務担当者研修会や年金シニアライフセミナーを開催して、制度の周知に努めます。

- 令和4年6月(1回)・7月(1回)  
10月(3回)・令和5年2月(1回)  
**社会保険事務担当者研修会**
- 令和4年9月  
**年金シニアライフセミナー**

## 3 体育奨励事業の推進

けんこうウォーク、健康ポウリング大会を開催し、健康づくりの実践を通じて健康の保持増進に努めます。

- 令和4年7月 **健康ポウリング大会**
- 令和4年10月 **けんこうウォーク**

## 4 福利厚生事業の推進

- 1 生活習慣病予防・健康づくりに役立つDVDの貸出しを実施します。
- 2 疾病予防や健康管理にお役立ていただく家庭用常備薬の斡旋、職場などでご活用いただける参考図書を斡旋します。

## 5 各種団体への活動協力

社会保険制度の円滑な運営に寄与している関係団体(徳島県社会保険委員会連合会)と協力し、各種事業等を実施します。

### 収入支出予算額

#### 収入の部(単位:千円)

科目	予算額
事業活動収入 (内会員会費収入)	26,370 (26,350)
投資活動収入	0
前期繰越収支差額	13,000
<b>収入合計</b>	<b>39,370</b>

#### 支出の部(単位:千円)

科目	予算額
事業活動支出 (内事業費)	26,460 (16,093)
(内管理費)	(10,367)
予備費	12,910
<b>支出合計</b>	<b>39,370</b>

## ● 常備薬等の斡旋について ●

～もしもの時に役立つ常備薬！  
職場やご家庭などにいかがですか？～

当協会では、従業員やご家族の皆様への福利厚生事業の一環として、疾病予防や健康管理にお役立ていただきたく、常備薬等の斡旋をご案内しております。

今年度は、  
**4月・9月に常備薬の斡旋チラシの送付**  
を予定しておりますので、お見逃しなく！

## ● 令和4年度 会費納入のお願い ●

当協会の事業運営につきまして、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当協会では、社会保険制度の普及発展のための広報事業や、被保険者及びそのご家族を対象とした福利厚生事業等を実施しております。各種事業を行う費用等は、年1回、会員事業所の皆様方よりご協力いただいております社会保険協会費が唯一の財源です。

この度、会員事業所様には、令和4年度会費の払込書を同封しております。納入にあたり、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、会員事業所様の住所変更・名称等に変更があった場合には、年金事務所に手続きしていただくとともに、当協会へもご連絡いただけますようお願いいたします。

## 令和3年度 第4回 社会保険事務担当者研修会を開催しました

2月14日(月)徳島県立中央テクノスクール(ろうきんホール)において、令和3年度第4回社会保険事務担当者研修会を開催しました。

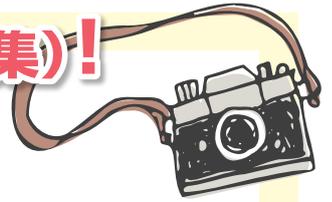
今回の研修会は、特定社会保険労務士の玄番芳江氏を講師に迎え、「働きやすい職場をつくる『労務管理』～雇入通知書の内容を理解しよう～」と題して、間違えやすい注意点など詳しく解説していただきました。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参加定員を縮小し、参加者の皆様にはマスクの着用・検温チェック・手指消毒等の感染予防対策にご協力をいただき、35名の皆様にご参加いただきました。



令和  
4年度

# 「社会保険とくしま」表紙(大募集)!



令和4年度の広報紙「社会保険とくしま」の表紙の写真などを次の要領により募集します。多数のご応募をお待ちしております。

- 題 材 自由。徳島県内の「四季を通じての風景」「祭り」「行事」など歓迎いたします。(写真・絵手紙・水彩等)
- 発 行 月 令和4年6月(夏号)・9月(秋号)  
令和5年1月(新年号)・4月(春号)
- 応募資格 当協会会員事業所に勤務されている被保険者とそのご家族
- サ イ ズ モノクロ・カラーともに表紙サイズ参照
- 締め切り **令和4年5月6日(金)到着分まで**
- 応募方法 右記の応募票をコピーして、必要事項をご記入のうえ、写真などの裏面に貼付し、郵送してください。

- 送 り 先 〒770-0006  
徳島市北矢三町3丁目1-77 マイム21  
一般財団法人 徳島県社会保険協会  
TEL(088)679-6670 FAX(088)634-3337
- 記 念 品 各月号の表紙採用者(4名)には、記念品を進呈いたします。
- 発 表 令和4年6月号「社会保険とくしま」紙上又採用者についてはご本人宛に通知いたします。

## 応募票

氏 名			
事業所名			
自宅住所	〒		
電話番号			
画 題			
撮影場所		撮影月	月

応募票にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

### ■ 応募上の注意

- ① 作品は未発表のものに限ります。
- ② 応募点数は1人4点以内とさせていただきます。
- ③ 採用作品の著作権は主催者に帰属します。
- ④ 応募作品は返却いたしません。
- ⑤ 被写体が人物の場合、肖像権侵害等責任は負いかねます。応募に際しては被写体本人の承諾を得てください。
- ⑥ 採用作品の原版(ネガ・デジカメデータ等)は、提出していただく場合があります。

## 宿泊施設等の優待(割引)のご案内!!

会員事業所様の皆様への福利厚生事業を目的に、全国のホテル等の契約施設を優待料金でご利用いただける事業を、全国の都道府県社会保険協会の共同事業として実施しております。お仕事での出張のときや家族旅行のとき等にぜひご利用ください。ご利用いただける契約施設は下のとおりです。



SEMPOS 船員保険会施設	プリンスホテル ご優待プラン	プリンスホテル優待プラン	かんぼの宿 かんぼの宿
HOTEL HOKKE CLUB グループ	DAIWA ROYAL HOTEL ダイワロイヤルホテルズ	湯快リゾート 湯快リゾート	
高輪・品川プリンスホテルグループ	K&H クア・アンド・ホテルグループ	HMI HOTEL GROUP HMIホテルグループ	

### 【施設利用会員証の申込について】

各優待施設の使用にあたり、「施設利用会員証」が必要になります。下記「施設利用会員証」交付申請書または、当協会ホームページから申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、FAX(郵送可)にてお申込みください。

**会員専用の優待料金・内容等については、Eメールにてお知らせしますので、下記申請書にご記入ください。**

## 「施設利用会員証」交付申請書

【申込先】

FAX(088)634-3337

一般財団法人徳島県社会保険協会

〒770-0006 徳島市北矢三町3丁目1-77 マイム21-1F

会員番号				事業所名			
住 所	〒			Eメール			
TEL				FAX			
担当者名				希望枚数	枚(1事業所3枚まで)		

※この情報は、当協会からのご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

令和4年度  
第1回

# 社会保険事務担当者研修会のご案内

徳島県社会保険協会では、事務担当者向けに様々なテーマで事務担当者研修会を開催しています。今回の研修会は、年金制度の基礎知識についての研修会を開催いたしますので、是非ご参加ください。

令和4年

## 6月1日(水)

会場／徳島県立中央テクノスクール(ろうきんホール)  
徳島市南末広町23-64 ※駐車場／無料

実施時間 13:00受付▶13:30開始▶16:00頃終了予定

時間	内容
13:40～15:50	年金のしくみともらい方 ～法改正の前と後ではどう変わる?～



講師

徳島県社会保険労務士会副会長

オフィスai 社会保険労務士 松本 久美子氏

募集定員

50名(申込先着順とします)

参加資格

徳島県社会保険協会の会員事業所従業員様  
(令和4年度会費納入済事業所)

応募方法

下記の参加申込書に記載のうえ、**5月6日(金)**までに  
**FAX(088-634-3337)**にてお申し込みください。  
定員になり次第締め切らせていただきます。



その他

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、定員を縮小しております。  
**今後、状況の変化により、研修会の開催中止等変更が生じる場合がございます。**  
なお、変更が生じた場合は、当協会ホームページにおいてご案内いたします。

参加決定者には、参加票をFAXにてお送りいたします。



●お申込み・お問合せ

一般財団法人徳島県社会保険協会 〒770-0006 徳島市北矢三町3丁目1-77 マイム21-1F  
TEL (088) 679-6670 FAX (088) 634-3337

## 第1回 社会保険事務担当者研修会 参加申込書

会員番号	事業所名	参加者氏名
事業所住所・電話番号		
〒	-	
TEL( )	-	FAX( ) -

この情報は、研修会の受付のみに使用し、他には使用いたしません。

## 協会けんぽ徳島支部からのお知らせ

# 令和4年1月1日から任意継続被保険者制度と 傷病手当金制度が改正されました

### 任意継続被保険者の喪失事由が追加されました。

任意継続被保険者の資格喪失事由に「**申出により任意継続保険の資格を喪失したため**」の項目が追加されました。

これにより、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、加入する協会けんぽ支部まで申し出た場合、その申し出が受理された日の属する月の**翌月1日にその資格を喪失します**。

### 傷病手当金の支給期間が通算化されました。

より柔軟な所得補償ができるよう、傷病手当金の支給期間が「**支給開始日から通算して1年6か月**」に変更されます。

※R3.12.31時点で、支給開始日から1年6か月を超えていない場合に限る



従来は傷病手当金支給開始日から「暦の上で1年6か月」で法定支給期間が満了となり、上記の例では実質1年4か月分の受給しかできなかったところ、今回の法改正により受給要件を満たしていれば、**通算して1年6か月分**の受給が可能となりました。



# 日本年金機構 徳島県内各年金事務所からのお知らせ

人事異動の季節です .....

## 届出は **正しく速やか** をお願いします



### 従業員を採用したとき

#### 資格取得届 .....

##### ●被保険者になる方

適用事業所で常用的使用関係にある方は、国籍や本人の意思などに関係なく被保険者となります(70歳以上の方は健康保険のみの被保険者となり、75歳からは適用事業所に使用されていても、後期高齢者医療の被保険者となりますので、資格を喪失します)。

##### ●資格取得年月日

適用事業所に使用されるようになった場合は、被保険者資格を取得します。試用期間や見習期間を定めている場合であっても、使用されるようになった日が資格取得年月日となります。

##### ●提出期限

資格取得日から5日以内

##### ●パートタイマーの取扱い

パートタイマーなどの短時間労働者については、1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上であれば被保険者となります。

なお、勤務時間や勤務日数が常時雇用者の4分の3未満であっても、次の5項目(国・地方公共団体の事業所は①～④)すべてに該当する方は被保険者となります。

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること。
- ②雇用期間が1年以上見込まれること。[令和4年10月からは撤廃(2ヶ月超)]
- ③賃金の月額が88,000円以上であること。
- ④学生でないこと。
- ⑤常時501人(令和4年10月からは101人、令和6年10月からは51人)以上の特定適用事業所。または500人(同100人、50人)以下でも労使の合意がある任意特定適用事業所に勤めていること。

##### ●個人番号(基礎年金番号)欄

本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書または年金手帳に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。

##### ●報酬月額欄

支払見込み額を記入します。見込み額は、基本給に通勤手当、家族手当などの固定的に支給される諸手当や残業手当等の非固定的な手当を加えて算出します。

残業手当等は、同じ業務に従事している方を参考に見込み額を算出してください。

##### ●被保険者住所欄

個人番号(基礎年金番号)欄に個人番号を記入した場合は、住所の記入は不要です。基礎年金番号を記入した場合は、住民票の住所を記入してください。

※住民票住所以外の居所等に日本年金機構からの各種お知らせ等の送付を希望する場合は、別途「住所変更届」を提出してください。

#### 被扶養者(異動)届 .....

##### ●被扶養者になる方

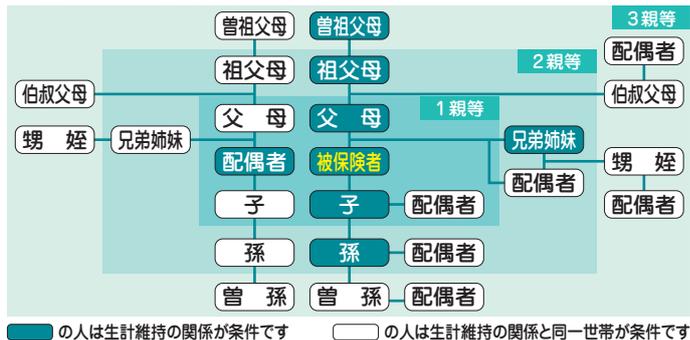
被保険者によって生計を維持されている方については、被扶養者になることができます。その場合は、資格取得届に被扶養者(異動)届を添付して提出してください。

被扶養者になれる方の範囲は、三親等以内の親族で【図1】のとおりです。

##### ●生計維持の基準

被扶養者の認定条件の一つである「主として被保険者の収入によって生活している」状態とは、【図2】の基準によります(生計を維持されている方が60歳以上または障害者の場合は「130万円」を「180万円」に読み替えます)。

図1 被扶養者になることができる続柄



#### ローマ字氏名届 .....

外国籍の方の年金記録を適正に管理するため、個人番号と基礎年金番号が結びついていない方、番号制度の対象

外である外国籍の方の厚生年金保険資格取得届、厚生年金保険被保険者氏名変更届、国民年金第3号被保険者関係届を提出する際には、ローマ字氏名届も併せて提出してください。

#### ●留意事項

- ・届書には、在留カード、住民票の写し等に記載されているローマ字氏名を大文字で記入して下さい。
- ・届出後も、日本年金機構からお送りする各種通知書や全国健康保険協会が発行する保険証はカナ氏名で表示されます。

#### 70歳以上被用者該当届

厚生年金の被保険者にはならない70歳以上の方であっても、その方の賃金と老齢厚生年金の金額に応じて、受給されている老齢厚生年金が在職支給停止の対象となります。そのため、70歳以上の方を採用した場合は、資格取得届の備考欄「1.70歳以上被用者該当」に○を付けて下さい。

### 従業員が転勤・退職したとき

#### 資格喪失届

##### ●資格喪失年月日

転勤等の場合は異動した日、退職の場合は、退職日の翌日が資格喪失年月日になります。

##### ●提出期限

資格喪失日から5日以内

##### ●健康保険被保険者証の返納

資格喪失届に退職者及び被扶養者全員の保険証を添付してください。(高齢受給者証や特定疾病療養受療証・限度額適用認定証の交付を受けている場合には併せて添付してください)。

紛失等により返納できない場合は、回収不能届とともに提出をお願いします。

### 被扶養者が就職したとき

#### 被扶養者(異動)届

被扶養者が就職し健康保険の被保険者となった場合は、就職日をもって被扶養者から除くことになるため、被扶養者(異動)届に該当者の保険証を添付し提出してください。

また、短時間の労働などで健康保険の被保険者にならない場合であっても、収入が【図2】の×に当てはまる状態になった場合は被扶養者から除くことになるため、同様に提出してください。

図2

	130万円	対象者の年収状況	認定
同居の場合	対象者の年収 ▼1/2	130万円未満	○
	被保険者の年収	1/2未満	○
	対象者の年収 ▼1/2	130万円以上	×
	被保険者の年収	1/2未満	×
別居の場合	対象者の年収	130万円未満	○
	被保険者の仕送額	仕送額未満	○
	対象者の年収	130万円未満	×
	被保険者の仕送額	仕送額以上	×
別居の場合	対象者の年収	130万円以上	×
	被保険者の仕送額	仕送額未満	×

年金や失業等給付も対象となります。  
認定を受ける時点の収入を年間に換算します。

### 退職後、引き続いて再雇用したとき

#### 60歳未満の方

被保険者が雇用契約期間の満了等により退職した後、1日の空白もなく同じ事業所に再雇用された場合、実際の雇用関係は継続しており被保険者の資格も継続するため、資格喪失届等の提出は不要です。

なお、再雇用の際に報酬の変動があった場合は、月額変更届または算定基礎届で標準報酬月額を改定します。

#### 60歳以上の方

60歳以上の方が退職後に1日の空白もなく継続して同じ事業所に再雇用された場合は、雇用関係がいったん中断したものと「資格喪失届」と「資格取得届」を提出していただき、再雇用された月分から再雇用後の報酬に応じた標準報酬月額に変更することができます。

#### ●留意事項

下記の①と②の両方、または③を添付し、「資格喪失届」と「資格取得届」を同時に提出してください(その方に被扶養者がいる場合は「被扶養者(異動)届」も提出してください)。

- ①就業規則、退職辞令の写し(退職日が確認できるものに限る)
- ②雇用契約書の写し(継続して再雇用されたことがわかるものに限る)
- ③「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明書

資格取得届や被扶養者異動届などの各種届書は高松広域事務センターへ直接郵送してください

届書の送付先 〒760-8790 高松市番町2-16-3 フソウ番町ビル 日本年金機構 高松広域事務センター

※封筒に事務センター名と郵便番号を記載するだけでも届きます。

詳しくはねんきん加入者ダイヤル (0570-007-123(050で始まる電話でお掛けになる場合は03-6837-2913))  
又はお近くの年金事務所へお問い合わせ下さい。

第168回

# 健康のススメ

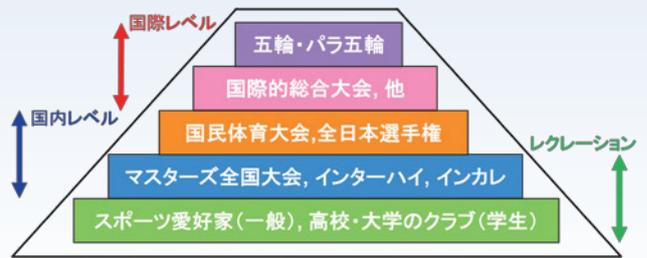
板東 浩

世界の医療が厳しい状態に晒されている今、日々を過ごすことさえ難しい諸問題が多数の人々に降りかかっている。そしてスポーツ界にも波乱が飛び火する事態に。解決への道のりはかなり険しい。スポーツドクターとしていろいろな活動に関わってきた私の立場から、スポーツの偉大さや影響力について考えてみたい。

昨年夏の東京オリンピックの検証が行われた。IOCやJOC、日本政府、東京都などで組織間の関係性や円滑性は良好で、諸外国から高評価が得られた。その後、冬季五輪で印象的だったのはカーリング女子日本チーム。銀メダルに繋がった笑顔、人間力、他者を敬う気持ちが対戦相手の人たちをも魅了した。優れたスポーツマンシップに加え、日本人が大切にしている絆が世界を大いに感動させたに違いない。

いずれのスポーツでも長年継続してきた選手は尊い。一言では表せない苦労や経験を有し、彼らの言動には他者の人生観さえ変えうるパワーが存在する。あなたはどのレベルで仲間と関わっているだろうか(図)。プロ/アマに限らずスポーツや人々を敬い愛する気持ちは同じ。素晴らしいスポーツを通じて、心理・社会的に幸せな人生へ繋がってほしいと思う。(医学博士・内科医)

## スポーツが持つ力



○……………として保管しましょつ……………○

### 保健師だより

協会けんぽ  
保健師  
森高香代



## こうして改善！生活習慣

### 「健診と特定保健指導はセットで利用」



特定保健指導で、事業所へ訪問した際に、ご自身の健診結果について「見ていない」「机の中にしまってる」という声をよく聞きます。

健診の目的は、病気を発見したり、要治療者へ働きかけるだけではなく、健診結果を参照して不健康な生活スタイルへの気づきと生活習慣の改善を促すことにあります。

一般的に年齢が上がるにつれて病気になるリスクは上がりますが、病気になる人とならない人の個人差も大きくなります。これは、加齢だけではなく一人ひとりの生活習慣が、健康に影響し、生活習慣病となってしまうからなのです。

健診は、受けるだけではなく、その結果を活かすことに意味があります。特定保健指導までを健診と考え、ぜひ、その結果を活かし、生活習慣の改善に取り組んでいただきたいと思います。

#### 特定保健指導のメリット

- 健診結果をもとに、今の体の状態を知ることができる。
- 健診結果をもとに、生活習慣を振り返ることができる。
- 生活習慣改善のいいきっかけとなる。
- 生活習慣の改善に継続的なサポートを受けることができる。
- 将来の医療費の節約や通院にかかる時間の縮減ができる。

社会保険協会  
会員事業所様

## 『タイムズカーレンタルの優待サービス』



会員事業所様の皆様への福利厚生事業を目的に、協会ホームページ内の専用バナーにて、インターネット予約を行えば、通常料金の25%OFFでご利用になれます。くわしくは、ホームページでご確認ください。

徳島県社会保険協会

検索

<http://tokusyakyō.sakura.ne.jp>